

**人質司法に終止符を！訴訟
代理人高野弁護士による訴状等陳述要旨**

裁判長それから両陪席裁判官、

口頭で訴状の内容を敷衍する機会をいただき、ありがとうございます。

4名の原告の皆さんの代理人の一人として、なぜ我々がこの訴訟を起こしたのか説明いたします。

80年前にこの国は戦争に負けました。我が国は、初めて外国の軍隊によって占領されました。占領軍の法律家は、この国が二度と無謀な侵略戦争をしないように、完全な武装解除と自由と民主主義を確立するために、憲法の草案をわずか9日間で起草しました。歴史が始まって以来、はじめて女性が投票した総選挙の結果選ばれた国会議員たちは、しかし、およそ半年かけてこの草案の審議をしました。そして国会議員たちは、この草案のほとんどをそのまま承認し、一部修正を施して新しい憲法を採択しました。

この新しい憲法には際立った特徴があります。非常に詳細な刑事手続に関する人権規定を定めたことです。この新憲法は、刑事被告人に黙秘権を保障しました。そして、公開の法廷で、公平な裁判所による裁判を受ける権利も保障しました。拷問を禁止しました。搜索差押や逮捕をするためには、裁判官の個別の令状が必要だという規定を設けました。

そして、未決拘禁については、こう言っています。

「何人も、理由を直ちに告げられ、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられない限り、抑留又は拘禁されない。また、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、また、要求があれば、直ちに、本人及びその弁護士が出席する公開の法廷でその理由を示さなければならない」。

当時、世界でこれほど詳細な刑事人権規定を定めた憲法は存在しませんでした。占領軍の法律家は、憲法制定の準備として、この国の戦前の刑事手続の実情を調査しました。彼らは、戦前の日本においては、極めて曖昧な根拠で被疑者が何ヶ月間も拘禁されて、そしてその間に自白を求めて拷問が行われている、その実態を知っていました。この憲法制定議会に参加した国会議員の中には、弁護士がかなりいます。彼らも戦前のこの国の刑事手続の実態をもちろん承知していました。彼らはこの新しい憲法草案の趣旨をよく理解していました。

この憲法が施行された翌年、新しい刑事訴訟法案が国会に上程されました。この新刑訴法の草案は、司法省の役人と占領軍の法律家が繰り返し協議をした結果として作成されました。この法案についても国会は約半年間かけて審議しました。

国会議員たちの間で熱い議論が行われたのは、未決拘禁の要件でした。戦前から刑事弁護を経験していた国会議員たちは、未決拘禁の要件のうちの一つ、すなわち、「被告人に罪証を隠滅する虞あるとき」という言葉に反応しました。彼らは、こう言いました。

「もしも、罪証隠滅のおそれがあるという理由だけで勾留されたり、権利保釈が否定されるのであれば、罪を争ったり黙秘している被告人は皆、罪証隠滅のおそれがあるということで勾留され続ける、自白するまで保釈は認められない、そういうことになる危険性がある」。そう言って彼らはこの条文に反対しました。

これに対して、立案当局である司法省の委員は、こう言いました。

「ご心配はごもっともであります。しかし、現在の裁判官と、戦前の裁判官とでは、その心構えが違います。たしかに、罪証隠滅のおそれというのは裁判官の主観的な判断に見える。しかし、そうではない。その資料によれば、誰がみても被告人は罪証を隠滅するに違いない、こういう場合にはじめて勾留がなされ、権利保釈が否定されるのです」。そう言って司法省の委員は説明しました。

しかし、国会議員は納得しませんでした。彼らはそれでもこの文言では否認する被告人はいつまでも勾留されてしまう、と言いました。そして、議員自ら修正案を提案しました。この、司法省の役員が説明した、誰が見ても罪証隠滅をするに違いない、その要件を言語化する修正案を提案しました。

それが現行法の条文です。すなわち、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という文言です。この刑訴法の立法者の意図は明白です。すなわち、未決拘禁によって、被告人の公平な裁判所による公正な審理を受ける権利が侵害されてはならない。無罪推定が侵害されてはならない。勾留はあくまでも例外的なものである。保釈が否定されるのは、誰が見ても罪証隠滅をする、そういう状況にあるときだけだ。これが、国会議員、そして、立法に参画した司法省の役人たちの一致した意図です。そのことに疑いはありません。

80年後の今日、この刑訴法の立法者たちの意図は実現されているでしょうか？その答えは、あまりにも明白です。

今日、この言葉は、刑事被告人に公平な裁判所による公正な裁判を保障する、原則として身柄が釈放された状態で裁判を受ける権利がある、無罪推定が働く、その状態を保障する文言として機能していません。

実際には全く逆です。この文言によって、否認している被告人は勾留され、いつまでも保釈が認められません。逆に、自白した被告人は、すぐさま保釈されます。つまり、この条文は、実質的には、自白を強要する文言として機能しています。これは疑いがありません。昨日も、今日も、そして明日もそうでしょう。

この国では、刑事訴追を受ける被告人たちは、アリスが迷い込んだ「鏡の国」の住民たちのように、逆向きに生きることを強制されています。時間が逆流しています。最初に処罰を受けます。裁判はその後です。犯罪は一番最後です。アリスが嘆いたように、有罪かどうかに関係なく、被告人はまず処罰される。それがこの国の現状です。

裁判長、そして両陪席裁判官、
まずこの現状を理解してください。知ってください。
そしてそのうえで、この国の刑事司法が、80年前の人々、憲法を制定した人々、新しい刑訴法を議論し制定した人々、その意図どおりに、そして、文明国の基準に則ったものに改善する、その道筋を我々に与えてください。

ありがとうございました。